

第1回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 3年 1月 5日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

2番	星野芳寿	4番	石井武久
6番	宮下庄吉	8番	生方芳光
10番	中村順子	12番	星野博一
13番	井上正文	14番	牛口長明

・欠席

1番	白石淳一	3番	遠西美子
5番	遠藤由理子	7番	高井武男
9番	萩原正道	11番	金井繁行
15番	小林由喜子		

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	山田重之
事務局次長兼農地係長	小野利明
副主幹	木我健
副主幹	佐藤エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 1 時 2 7 分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の総会は 1 2 月 2 8 日付けで事務連絡させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、縮小して開催することといたしました。
これにより、出席委員は 8 名でありまして、関係法令に基づく総会の成立要件を満たしておりますので報告いたします。
それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (井上会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 8 分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 9 分
最初に議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、2 番星野芳寿委員、4 番石井武久委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 1 時 3 0 分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。
下記について報告
(1) 農地法第 3 条の 3 の規程による届出について
(2) 農地の合意解約について
(3) 制限除外の農地移動について
これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 1 時 3 4 分
議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員 (議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号2から5番まで、関連がありますので一括で

1つ確認ですが、被設定人の水路が農地の下にあるということで良いわけですね。

事務局員

はい。農地の下、地下部分に埋設された水路になります。

議長

はい。分かりました。

その他ご意見、ご質問等ございませんか。

続きまして6番

続きまして7番

ご意見等あればお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に番号2

無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 11件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、番号1について

次に関連がありますので2番と3番です

続きまして番号4

ご意見ございましたらお願いいたします。

次に5番

次に6番

次に7番

次に8番

次に9番

続きまして10番

9番と10番は隣り合っているのですか。

4番 椎坂トンネルのところですね。

事務局員 はい。市内から利根町へ向かって左側、椎坂白沢トンネルの手前
にある農地で計画区域の申請地は隣接しています。

議長 その他ご意見ございましたらお願いいたします。

では最後 1 1 番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 3 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いた
します。

次に議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）について」を議題と
いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 4 号については、計画（案）のとおり、これを決定するこ
とにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）について」は、
計画（案）のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

次に議案第 5 号「農用地利用配分計画（案）について」を議題と
いたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第5号については、計画(案)のとおり、これを決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第5号「農用地利用配分計画(案)について」は、計画(案)のとおり、これを決定し、市長に回答いたします。
議案第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第6号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、原案のとおりこれを決定いたします。以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時22分

6. 協議事項

- (1) 沼田市内の農地に関する賃借料情報について
- (2) 令和2年度農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について
- (3) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和2年度群馬県農業委員会活動推進研修会について
- (2) 利用意向調査について
- (3) 農地等の利用の最適化を推進する上で直面している課題等の提出について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後2時43分